

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	差額補填資金
法人名	社団法人 国際農林業協働協会
基金額(国庫補助金等相当額)	48,667百万円(48,667百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 緊急食糧支援事業による外国への政府米貸付け償還時の価格差補填

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	○ インドネシア向け支援は平成40年度、北朝鮮(WFP経由)向け支援は平成43年度に償還が完了する予定。 なお、今後、新たに食糧支援が実施される場合は、被援助国の事情等を踏まえて償還期間を含め契約内容が設定される。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標	○ 緊急食糧支援事業は、 ① 政府保有米を貸し付けることにより、開発途上国に緊急かつ大規模な食糧支援を行い、 ② 被援助国からの償還が国際価格で行われることによる損失を一般会計から補填を行うものである。  ○ 具体的には、平成10年度にインドネシアに対して70万トン(約1,000億円)、平成12年度にWFPを通じて北朝鮮に50万トン(約1,100億円)を支援した。  ○ 従って、目標としては、契約に基づき貸付け後、30年間でインドネシアから70万トン、WFPから50万トンの現物又はそれに相当する国際価格での償還を行うとともに、食料安定供給特別会計の評価額を同会計に償還する。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、0.3であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合=直近年度末の基金額÷事業費 =54,575百万円÷177,245百万円  (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成20年度末の基金額:54,575百万円 事業費:事業終了までに要する事業費:177,245百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。